

平成24年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

支払者

夫

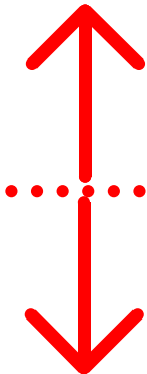
職員自身が世帯主の場合は自分の氏名を記入。

この点線より上の項目は全員(正職員・準職員・パート・アルバイト)記入のうえ、提出して下さい。

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものである。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等 町田市 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 社会福祉法人 竹清会 理事長 矢沢 武	(フリガナ) あなたの氏名 ミサト タウ 美郷 太郎	世帯主の氏名 あなたとの続柄 本人・主人・妻・父・母 など	配偶者の有無 有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
町田市 市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都町田市小山ヶ丘1-2-9	生年月日 12年 4月 1日	あなたの住所又は居所 (郵便番号 194-0000) 1月1日現在の住民票に記載されている住所	無	○

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、基礎、基夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。



この点線より下の項目は該当の場合のみ記入。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭17.1.1以前生)	特定扶養親族(昭64.1.2生) (平5.1.1生)	住所又は居所	平成所得
A 控除対象配偶者	この欄は従来と変わりありません。						
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平6.1.1以前生)	この欄(扶養親族に関する項目)は従来と記入する内容が変わりました。 平成9年1月1日以前(16歳以上)に生まれた扶養親族は、「B 控除対象扶養親族」欄に記入してください。						
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生(右の該当する番号及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	区分 本人 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 控除対象配偶者 扶養親族	() () () ()	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についてのご注意)の2をお読みください。	異動月日及び事由(平成23年中に異動があった場合に記載してください。)
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者の氏名	あなたとの続柄 住所又は居所
この欄は従来と変わりありません。							

竹清会以外で給与所得があり、その所得の方がメインである場合○印をつけます。

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	平成23年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成23年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平6.1.2以降生)	この欄(扶養親族に関する項目)新しく加わりました。 平成9年1月2日以降(16歳未満)に生まれた扶養親族は、「○ 住民税に関する事項」欄に記入してください。	

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないこととされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。